

愛媛県立医療技術大学衛生設備保守点検業務委託契約書（案）

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県立医療技術大学衛生設備保守点検業務（以下「委託業務」という。）を別添、愛媛県立医療技術大学衛生設備保守点検業務実施基準仕様書（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として金 , 円（うち消費税及び地方消費税額金 , 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に委託業務を行なうものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書を提出するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書を提出するものとする。ただし、軽微な変更は除く。

（調査等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行ない、又は報告を求めることができる。

（実績報告書及び完了検査）

第10条 乙は、委託事業が完了するごとに、遅滞なく甲に対して実績報告書

を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 委託料の支払は、前期、後期の年2回払いとし、毎回の支払額を金 , 円とする。

- 2 甲は、前期分はその年の9月に、又後期分は翌年の3月にそれぞれ乙の委託業務の完了確認後、前項に定める支払額を、原則として乙の適正な請求書を受理した月の翌月の末日までに支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の催促をすることなくこの契約を解除することができる。

(1)この契約に違反したとき

(2)この業務を遂行することが困難であるとき

(3)乙又は乙の代表役員等、一般職員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

- 3 第1項または前項の規定により契約を解除したときは、甲は、代金の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った代金の全部若しくは一部の返還を乙に請求することがある。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の履行に関連して知り得た個人情報及び秘密を他に漏洩してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

- 2 乙は、前項の個人情報の保護及び秘密の保持について、その従事者に周知し徹底しなければならない。

- 3 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報の保護等の状況について調査を実施することができる。乙はこの調査に協力しなければならない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256号）及び公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程によるもののほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 8 年 月 日

伊予郡砥部町高尾田 5 4 3 番地
甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理 事 長

乙

愛媛県立医療技術大学衛生設備保守点検業務実施基準仕様書

この仕様書は、愛媛県立医療技術大学の衛生設備の保守点検業務について規定する。

1 委託業務の内容

(1) 乙が甲から委託を受けて行う業務は、次のとおりとする。

ア 衛生設備の保守点検

[医療技術大学]

- | | | |
|-----|--------------------------------|-------|
| 1 | ポンプ保守点検 | 年 2 回 |
| (1) | 揚水ポンプ（荏原製作所製65×50FS2F63.7） | 2 台 |
| | （荏原製作所製65×50FS2G65.5） | 2 台 |
| (2) | 給湯ポンプ（荏原製作所製32LPD6.25A） | 2 台 |
| | （荏原製作所製25LPN6.07S） | 2 台 |
| 2 | ボイラー点検 | 年 2 回 |
| (1) | 真空式温水ヒーター（日本サーモエナーKASAN-251HL） | 1 式 |
| 3 | 貯湯槽点検（前田鉄工所製TS-30VC(3,000ℓ)） | 年 1 回 |

[別館]

- | | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 1 | ポンプ保守点検 | 年 2 回 |
| (1) | 給湯循環ポンプ 1 次（PB-4023B） | 1 台 |
| | 2 次（25LPS6.08） | 1 台 |
| (2) | 揚水ポンプ（荏原製作所製50MSMN2M） | 2 台 |
| 2 | ボイラー点検 | 年 2 回 |
| (1) | 給湯用温水ボイラー（EW-12） | 1 台 |
| | 無圧缶水式 | |

2 実施要領

- (1) 乙は、設備を安全かつ最良の状態に維持するとともに、不測の事故や故障に当たっては、直ちに修理等の適切な措置を講じるものとする。
- (2) 保守点検を行った結果、乙の判断により必要と認める場合、消耗品的部品はこれを取り替えるものとし、又修理を要する状況の場合は、乙の報告に基づき、甲乙協議のうえ対策を講じるものとする。

3 支給品

なし。

消耗品、雑材料、工具、測定器、その他保守点検業務に必要な機材、物品等は乙で調達すること。

4 一般事項

- (1) 保守点検業務は、必要に応じ甲の立会のうえで実施すること。
- (2) 保守点検業務を実施するについては、乙は大学の運営に支障のないよう事前に甲に協議し、承認を得るものとする。
- (3) 保守点検業務が期間内に完了しないときは、工期を延伸するものとする。
- (4) 本仕様内容に疑義を生じたときには、甲と協議のうえ実施する。

5 保証

保守点検完了後、今回の保守に起因する不具合が生じた場合、乙は速やかに無償修復を行うこと。

6 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で設備の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。